

大阪市告示第1795号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東淀川スポーツセンター 第2体育場	令和7年1月14日（火）	午前9時30分から 正午まで 午後5時30分から 午後9時まで
大阪市立 東淀川スポーツセンター 多目的室	令和7年1月14日（火）	午後0時30分から 午後2時30分まで 午後6時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）